平成29年度答申第1号 平成29年12月18日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会 会 長 土 岐 寛

松戸市個人情報の保護に関する条例の一部改正について(答申)

平成29年11月9日付け松総総第1018号をもって諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

松戸市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

2 審議会の意見

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、松戸市個人情報の保護に関する条例について、以下の改正をすることは、個人情報保護制度に関して統一した運用を図るとともに、市民の個人情報を保護するための措置として、適切なものである。

(1) 個人情報及び個人識別符号について

個人情報の定義の明確化を図るため、法令の規定に沿い、個人情報の定義に関する記述等を改めるとともに、個人情報に該当する情報として、別紙のとおり、新た

に個人識別符号に関する定義を設ける。

(2) 要配慮個人情報について

市の機関においてその取扱いに特に配慮を要する個人情報として、別紙のとおりの要配慮個人情報に関する定義を設ける。

(3) 非識別加工情報について

非識別加工情報の制度については、なお慎重な判断が必要であるとの認識から、 今回、条例改正は行わず、国、他自治体等の動向を注視しながら、今後も更に情報収集に努めていく。

以上